

中小企業団体中央会の設立の認可

根拠条文

【中小企業等協同組合法第82条の2】

発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。